

## 鹿島警察署庁舎清掃業務委託仕様書

### 1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 委託場所

鹿島警察署 鹿島市大字中村900番地15

### 3 委託内容

#### (1) 日常清掃

##### ア 清掃面積

床清掃面積 844.56㎡ (その他詳細は別紙のとおり)

##### イ 業務の内容

受託者が必要な清掃業務従事者(以下「従事者」という。)を鹿島警察署(以下「警察署」という。)に派遣し、アに示す範囲における日常清掃業務を行うものである。

##### ウ 業務日及び時間帯

日常清掃業務の業務日は、委託期間中の月曜日から金曜日(祝祭日及び警察署の年末年始休日を除く。)の毎日とし、警察署の執務時間(午前8時30分から午後5時15分)内に行うこととする。

なお、業務の都合上、真にやむを得ない場合に限り、業務時間の変更を認めるものとし、その場合は、あらかじめ警察署の担当者に届け出て、承認を得るものとする。

##### エ 清掃要領

- (ア) 清掃の際は、ほうき等で塵埃<sup>じんあい</sup>を取り除き、固く絞ったモップ類で拭き、掃除後、水分が見られる所は乾布で拭き取ること。
- (イ) ロビー及びサポートルーム内の什器<sup>じゅう</sup>備品の清掃(机の水拭き、ソファの乾拭き<sup>ちり</sup>、塵籠内のごみ処理)を行うこと。
- (ウ) 風除室のマットについては、掃除機で砂等を吸い取ること。
- (エ) トイレの床は、毎日1回拭き掃除を行うこと。
- (オ) 便器は、ごみ等を取り除き、洗浄剤を用いてブラシ類で水洗いの上、布拭きで仕上げること。
- (カ) トイレ内の汚物入れは、汚物を取り出し内部を清掃すること。
- (キ) トイレ内の各扉及び取っ手は、毎日水拭きをすること。
- (ク) トイレの手洗い場は、ブラシ類又は布類で水洗いし、鏡及び棚上は、乾いた布で拭くこと。
- (ケ) トイレ内の衛生消耗品(トイレットペーパー、洗剤、石鹼<sup>けん</sup>水等)が不足することがないように、常時補充すること。
- (コ) 玄関前等のタイル舗装部は、ほうき等で塵埃<sup>じんあい</sup>を取り除くこと。
- (サ) 湯沸室等から出てくる紙屑<sup>くず</sup>、汚物等の塵芥<sup>じんがい</sup>は、施設の指定されたごみ集積所に

搬出すること。その際は、ごみ集積所のごみ出し区分に従って種類ごとに分別し、適度な分量に梱包すること。

#### オ 清掃資機材等

- (ア) 清掃業務に必要な電力、水道については、警察署の負担により使用することができるものとするが、これらの使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (イ) 清掃業務に必要な機械、機具類等の清掃資機材及び契約期間中に使用する衛生消耗品（以下「清掃資機材等」という。）については、警察署で支給するもの（トイレットペーパー、ごみ袋、石鹼水等）を除き、全て受託者の負担で用意すること。
- (ウ) 清掃資機材等の保管場所については、警察署で指定する場所を使用すること。
- (エ) 使用する清掃資機材は、警察署庁舎の仕様材質に応じた良好なものを使用すること。
- (オ) 清掃業務に使用するワックス、洗剤等は、従事者及び職員の健康に配慮し、環境に配慮したものを使用すること。
- (カ) 給湯室等に設置しているごみ箱用ごみ袋については、警察署において準備するものを使用すること。

#### カ 清掃業務報告

受託者は、日常清掃業務に係る「日常業務報告書（清掃業務日誌。様式は任意とする。）」を作成し、提出した上で、検査・確認を受けること。

### (2) 定期清掃

#### ア 清掃面積等

床（タイルカーペット部を除く。）：1,758.84㎡、窓：621.57㎡、網戸：113㎡  
床（タイルカーペット部）：82.73㎡、シャワー室（LIXIL SPB-0808）：6か所  
洗面手洗器（TOTO 直径350mm）：1か所（詳細は別紙のとおり）

#### イ 業務の内容

受託者が従事者を警察署に派遣し、アに示す範囲における床、窓ガラス、サッシ溝、シャワー室及び洗面手洗器の清掃業務を行うものである。

#### ウ 実施回数等

- (ア) 床（タイルカーペット部を除く。）清掃  
床（タイルカーペット部を除く。）のうち、委託期間内に2回（9月、2月）行うものとし、いずれも、警察署が指示する日に行うものとする。
- (イ) 窓ガラス・サッシ溝清掃  
委託期間内に1回（12月）行うものとし、いずれも、警察署が指示する日に行うものとする。
- (ウ) 網戸清掃  
委託期間内に1回（12月）行うものとし、警察署が指示する日に行うものとする。
- (エ) 床（タイルカーペット部）清掃  
委託期間内に2回（9月、2月）行うものとし、いずれも、警察署が指示する日に行うものとする。

(オ) シャワー室清掃  
委託期間内に1回(12月)行うものとし、警察署が指示する日に行うものとする。

(カ) 洗面手洗器清掃  
委託期間内に1回(12月)行うものとし、警察署が指示する日に行うものとする。

#### エ 清掃要領

(ア) O Aフロア等(事務室及び各執務室床)

a 移動できる椅子等の備品類は、できる限り移動させ、床面の塵、ほこり等をほうきや掃除機で取り除くこと。

b O Aフロアに適した機器やモップ等で拭き掃除を行い、取れにくい汚れは、ナイロンたわし等を使用し、洗浄すること。

c 極力水を使用しない方法で作業を行い、適宜ワックスを塗布し、よく乾燥させること。

d 移動した椅子等の備品を元の位置に戻すこと。

(イ) ビニル床シート(上記以外)

a 移動できる椅子等の備品類は、できる限り移動させ、床面の塵、ほこり等をほうきや掃除機で取り除くこと。

b ポリッシャーにより床面を洗浄すること。ポリッシャーで洗浄できない隅の汚れは、ナイロンたわし等を使用し、洗浄すること。

c 洗浄により発生した汚水を吸引機で吸い取るとともに、固く絞ったモップで拭き取ること。

d 樹脂ワックスを床面に塗布し、よく乾燥させること。

e 移動した椅子等の備品を元の位置に戻すこと。

f 床面が黒ずんできた場合は、aの作業の後に剥離剤を使用し、古いワックスの剥離作業を実施した上で、b～eの作業を行うこと。

(ウ) 窓ガラス・サッシ溝

a 窓ガラスの両面を洗剤(アルミサッシ、ペンキ塗布部等に有害でないもの)を浸した布等で磨き、スキージ等により仕上げること。

b 外側のみの清掃及び2階の内格子が設置された窓の外側の清掃を行う場合は、伸縮ポール等を使用し、建物の外部から行うこと。

c サッシ溝を洗浄すること。

(エ) 網戸

網戸を取り外してブラシ類又は布類で水洗いした後、乾いた布等で拭くこと。

(オ) タイルカーペット

a カーペット専用掃除機(アップライト型等)で除塵、必要に応じて噴霧器で前処理材を噴霧し汚れを浮かし、ポリッシャーを使用し洗浄液で洗浄する。

b エクストラクターを使用しリンス剤を塗布しながら吸水した後乾燥作業を行う。

(カ) シャワー室

シャワーユニット内外の水垢、カビの除去を行う。必要に応じて、それぞれ、<sup>あか</sup>水垢除去、カビ除去に適した洗剤・薬品を使用すること。

(キ) 洗面手洗器

洗面手洗器及び接続する配管内部を専用の道具・薬剤等を用いて汚れ・臭いを取り除き、洗面手洗器を拭き上げる。

オ 清掃資機材等

(ア) 清掃業務に必要な電力、水道については、警察署の負担により使用することができものとするが、これらの使用に当たっては、極力節約に努めること。

(イ) 清掃業務に必要な機械、機具類等の清掃資機材については、全て受託者の負担で用意すること。

(ウ) 使用する清掃資機材は、警察署庁舎の仕様材質に応じた良好なものを使用すること。

(エ) 清掃業務に使用するワックス、洗剤等は、従事者及び職員の健康に配慮し、環境に配慮したものを使用すること。

カ 清掃業務報告

受託者は、定期清掃業務に係る「定期清掃業務報告書（様式は任意とする。）」を作成し、提出した上で、検査・確認を受けること。